

令和3年7月8日公安委員会会議概要

日 時	令和3年7月8日（木）午前9時40分から午後4時35分までの間
出席委員	小長谷委員長、外山委員、長澤委員、稲田委員、松永委員

第1 審議・報告案件

県警から、次のとおり報告を受けた。

1 組織的な持続化給付金詐欺事件被疑者の逮捕について【刑事部】

○ 被疑者関係

- ・ 東京都居住 会社員 甲 51歳・男性
- ・ 浜松市居住 配送員 乙 50歳・男性
- ・ 静岡市居住 無職 丙 48歳・男性
- ・ 藤枝市居住 土木作業員 丁 45歳・男性
- ・ 埼玉県居住 パート 戊 47歳・女性

○ 逮捕関係

・ 第一弾

令和3年4月7日（水）乙及び戊を通常逮捕
同 年4月8日（木）丙を通常逮捕

・ 第二弾

令和3年6月28日（月）甲、乙、丙及び丁を通常逮捕

○ 事案概要

被疑者らは、持続化給付金制度を悪用し、主犯格である甲が、乙らを介し、丁らに給付金を不正受給させたうえ、その一部を手数料として受け取ったもの

2 弘道会系組長らによる暴排条例違反事件の検挙について【刑事部】

○ 被疑者関係

- ・ 六代目山口組三代目弘道会系組長
浜松市西区居住 無職 甲 54歳・男性
- ・ 浜松市南区居住 飲食店経営 乙 39歳・男性
- ・ 浜松市中区居住 飲食店経営 丙 31歳・女性

○ 逮捕関係

令和3年6月26日（土）上記被疑者3人を静岡県暴力団排除条例違反（暴力団員及び特定営業者の禁止行為違反）により通常逮捕

○ 事案概要

六代目山口組三代目弘道会系組長である甲が、浜松市駅前繁華街の暴力団排除特別強化地域に所在する社交飲食店を営む丙から、乙を介し、用心棒料を徴収したもの

委員が、「用心棒料を支払う店舗側に対して警鐘を鳴らす意味でも、こうした事件の検挙について広く広報するとともに、店側の協力を得られるような環境づくりが重要である」等と意見した。

3 特殊詐欺の現状と対策について【生活安全部】

○ 現状

県内の東部及び西部地区において被害が多発しており、駅周辺の2キロ圏内における被害が全体の8割弱を占めている。特に、鉄道沿線や駅周辺での被害が多く、受け子の大半が、首都圏から新幹線を利用して来静している状況が認められる。

本年6月末現在の認知件数は166件、被害額は約2億2,000万円と、前年同期に比べて件数が-21件、被害額が-約1億1,500万円と、いずれも減少している。

手口の特徴としては、預貯金詐欺が減少した一方、キャッシュカード詐欺盗が一時的に増加した後、令和3年3月以降はオレオレ詐欺が増加している。また、6月に入ってから、還付金詐欺が急増している。

○ 特殊詐欺被害防止「しずおか関所作戦」に関する分析の内容・結果

・ 特殊詐欺被害防止「しずおか関所作戦」に関する分析の内容・結果

現在、特殊詐欺被害防止のため、「電話機対策の推進」、「高齢者の警戒心・防衛心の醸成」及び「現役世代へのアプローチ」を3本柱とした「しずおか関所作戦」を推進中のところ、特殊詐欺における騙りの手口、サギ電話多発地域、犯罪を看破した被害者の心理、被害者が出金に利用した金融機関などの情報を集約して、犯罪の傾向を多角的に分析している。

・ 分析結果等に基づく効果的な事例

分析したサギ電話の情報から、サギ電話多発地域において被疑者の使用が予測される交通手段を現場の捜査員と共有することで、被疑者の早期検挙に繋がった事例が複数あるほか、高齢者のテレビ視聴時間やメディアが与える防犯意識を分析し、昨年、特殊詐欺被害防止CMを作成して放映したところ、放映前と比べて、1か月当たりの被害件数が22.3%減少し、サギ電話も44.2%減少したことから、本年も、効果的な新しいCMを作成することとしている。

○ 特殊詐欺分析係の取組

- ・ 預手プラン、コンビニ対策による特殊詐欺の未然防止
- ・ 民間企業等と連携した「サギ電話対応訓練」による被害防止対策
- ・ 自治体と連携したAIを導入した被害防止対策の実証実験
- ・ 増加傾向にある「還付金詐欺」への各種対策
- ・ 特殊詐欺の手口と傾向に合わせた対策の推進と各種広報活動

委員が、「多面的な手法を用いて被害状況を分析することが非常に重要であると考え。色々な手法で一定の成果が出ているとのことであるが、関係機関などにこれまで以上に協力をお願いし、被害がゼロになるよう期待する。」等と意見した。

4 銃刀法の一部を改正する法律の概要等について【生活安全部】

○ 改正経緯

令和2年6月、兵庫県宝塚市において発生した、クロスボウ使用により人を死傷させた事件を受け、クロスボウに対する規制の必要性が高まったもの

○ クロスボウの定義

引いた弦を固定し、これを開放することによって矢を発射する機能を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上のものをいう。

○ 所持の禁止と所持許可制の導入

クロスボウを所持禁止とした上で、所持しようとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないものとし、現在の猟銃や空気銃などの銃砲と同様の取り

扱いとなる。

不法に所持した場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となる。

○ 公布日等

改正法については、本年6月16日に公布され、公布の日から9月を超えない範囲内において政令で定める日に施行となる。

○ 許可の概要

クロスボウを所持できる用途は、狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃、動物麻酔又は産業の用途となる。

銃砲同様、欠格事由が設定されているほか、許可を受けようとする者は、講習を受講しなければならず、許可の有効期間は3年となる。

○ 許可者（所持者）の義務

クロスボウ所持許可者には、正当な理由がある場合を除き携帯運搬が禁止されているほか、許可された用途に供する場合を除き発射が禁止され、さらに、適切な設備及び方法により保管する義務が課せられる。

○ 許可を受けないクロスボウの措置

許可を受ける予定のない者で、現在、クロスボウを所持している者については、改正法公布日から施行後6か月を経過する日までの間、警察署において無償で回収することとしており、ポスターや新聞などで広報している。

5 夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止に向けた活動について【生活安全部】

○ 趣旨

国が、毎年7月を「青少年の非行・被害防止に関する月間」と定めていることを受け、本県でもこれに連動し、7月を「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」に定めている。

夏休み中、子どもたちの生活が乱れがちになることから、少年の非行を防止するほか、スマートフォンの普及やSNSなどの新たなサービスの急激な浸透に伴う各種犯罪被害を防止するため、期間中における各種活動を推進する。

○ 主な活動内容

- ・ 非行・犯罪被害防止リーフレットの作成・配布

スマートフォンの普及を受けて、SNSを通じて知り合った面識のない者からの誘いや脅迫によって自身の裸の画像などを送信してしまう、いわゆる自撮り被害に注意を呼びかける内容のものや、大麻乱用防止を呼びかけるリーフレットを作成し、県警察のHPに掲載して誰もが自由に利用できるようにしている。

- ・ 県警HP等のインターネットを活用した広報

本取組について、県警察のHPのほか、ツイッターなどを活用して周知を図るための広報を行っている。

- ・ 有害環境浄化及び街頭補導活動

少年非行の温床となりやすいカラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場などにおいて、積極的に街頭補導を行うとともに、こうした店舗の管理者に対

して、来店する少年に早期帰宅を呼びかけてもらうよう働きかけるなど、有害環境浄化に向けた対策を展開していく。

- ・ 非行防止教室等の開催

学校や教育委員会と連携して推進している非行防止教室の中で、少年非行防止、SNS 起因の性被害防止、大麻乱用防止の 3 点を盛り込む。

併せて、学校側からの要望もあるスクールサポーターの学校訪問活動や学校周辺における警戒活動などについても、積極的に推進していく。

- ・ 関係機関との連携

県教育委員会が行う県内の教員を集めた研修の機会を捉えて、警察から、少年非行及び性犯罪被害の防止に向けた情報提供などを行うほか、各警察署と市町教育委員会が連携し、夏季における一斉街頭補導などを行う。

第 2 個別決裁・報告等

- 1 不法投棄事案の最近の傾向と対策について【生活保安課】
- 2 熱海市伊豆山発生の土石流に伴う災害警備活動について【災害対策課】
- 3 国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について【災害対策課】
- 4 富士山の噴火警戒レベル判定基準の公表について【災害対策課】
- 5 東京 2020 大会自転車競技の本県開催に伴う「県民への呼び掛け」について【オリンピック・パラリンピック対策課】
- 6 令和 3 年旧盆期における運転免許窓口の混雑緩和について【運転免許課】
- 7 公安委員会聴聞（病気事由）該当者について【運転免許課】
- 8 表彰案件・監察案件について【監察課】
- 9 管区機動隊の特別派遣について【警備課】
- 10 公安条例の取扱状況について【警備課】
- 11 大仁警察署新庁舎建築工事の入札結果について【施設課】
- 12 死亡ひき逃げ事件の発生・検挙について【交通指導課】
- 13 飲酒検知管の使用期限や管理の実態について【交通指導課】
- 14 一時停止規制の一斉点検結果について【交通規制課】
- 15 新東名高速道路における最高速度 120 キロ規制本格運用後 6 か月の交通事故等の状況について【交通規制課】
- 16 犯罪被害者等給付金の支給裁定について【警察相談課】
- 17 審査請求の受理報告について【総務課】
- 18 審査請求に伴う審理経過報告及び裁決について【総務課】
- 19 公安委員会宛て文書について【総務課】
- 20 静岡県公安委員会委員長の交代に係る公安委員会文書の発出について【総務課】

21 静岡県公安委員会委員再任に係る公安委員会文書の発出について【総務課】

第3 運転免許の行政処分

運転免許の取消しにかかる意見の聴取・聴聞の実施結果と処分に関する説明を受け、35件の行政処分を決定した。